

廃 第 2 0 7 号

令和 2 年 5 月 1 9 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃
に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、令和 2 年 5 月 1 5 日付け環循規発第 2005151
号他により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長他から別添のとおり
通知がありました。

当該特例省令の概要については、別記のとおりですので、排出事業者におか
れましては特に別記 3～6 に御留意いただきますよう、貴下会員への周知を
お願いします。

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話 : 043-223-2757

ファクス : 043-221-5789

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則の特例を定める省令の概要について

1 各種の変更の届出の提出期限に関する特例（令和2年4月7日に遡及して適用）

各種の変更の届出	提出期限	
	通常の場合	緊急事態宣言期間中 [※] に提出期限を迎える場合
（特別管理）産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書	変更のあった日から 10日以内	変更のあった日から 30日以内
廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての軽微な変更の届出	（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、 30日以内）	

※「緊急事態宣言期間中」とは全国の一部地域でも緊急事態宣言がなされている間をいう。
（以下「3～6」において同じ。）

2 定期検査に関する特例（令和2年4月7日に遡及して適用）

令和2年4月7日以降、その処理施設が所在する都道府県の区域が緊急事態宣言の対象となっている期間及び当該期間が終了してから4月を経過するまでの間に期限を迎える場合が特例の対象となる。

定期検査施設	定期検査の受検期限	
	通常の場合	特例対象の場合
一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設	直近に行われた検査の日から5年3月以内	その都道府県の区域において緊急事態宣言が解除されてから4月を経過する日まで

※ その都道府県の区域において緊急事態宣言が解除されている場合でも、検査を受けることが困難と認められる場合は、全国の緊急事態宣言期間が終了してから4月を経過する日までに定期検査を受ければよい。

3 年次報告等に関する特例

各種報告等	報告期限	
	通常	令和2年度に提出するもの
多量排出事業者の産廃処理計画、実施状況報告	6月30日まで	10月31日まで
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）		
廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての報告		

4 産業廃棄物の保管の届出に関する特例（令和2年4月7日に遡及して適用）

対象となる届出	通常	緊急事態宣言期間中の「やむを得ない理由 ^{※1} 」による保管の場合
建設系産業廃棄物の事業場外における保管（300㎡以上に限る）に関する届出 ^{※2}	事前届出	保管実施から14日以内に届出

※1 新型インフルエンザ等に起因して、処理施設で通常通りの稼働や受入れができない等

※2 千葉県内で、排出事業場外に100㎡以上の産業廃棄物の積替保管場を設置しようとする場合は、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」に基づき、小規模産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要がある。

5 産業廃棄物管理票の返送等に関する特例（令和2年4月7日に遡及して適用）

産業廃棄物処理業者の義務	送付・報告の期限	
	通常	特例対象*の場合
産業廃棄物管理票の写しの送付	廃棄物の処理終了又は管理票の写しの送付を受けてから 10日以内	廃棄物の処理終了又は管理票の写しの送付を受けてから 30日以内
電子マニフェストの報告	廃棄物の処理終了から 3日以内	廃棄物の処理終了から 30日以内

※次の①～③のいずれかに該当する場合に特例の対象となる。

- ①管理票の送付期限又は電子マニフェストの報告期限が緊急事態宣言期間中である
- ②緊急事態宣言期間中に廃棄物の処理を終了した
- ③緊急事態宣言期間中に管理票の写しの送付を受けた

6 管理票が返送されなかった場合等に、排出事業者等に生活環境保全上の支障の除去のための必要な措置を講じる義務が生じるまでの期間に関する特例（令和2年4月7日に遡及して適用）

産業廃棄物管理票の写しの返送元（電子マニフェストの報告者）	排出事業者に義務が生じるまでの期間	
	通常	特例対象*の場合
産業廃棄物の収集運搬業者及び中間処分業者	管理票の交付から 90日間	管理票の交付から 120日間
産業廃棄物の最終処分業者	管理票の交付から 180日間	管理票の交付から 240日間
特別管理産業廃棄物の収集運搬業者及び中間処分業者	管理票の交付から 60日間	(管理票の交付から 60日間：変更なし)

※次の①、②のいずれかに該当する場合に特例対象となる。

- ①緊急事態宣言期間中に管理票の写しの送付（報告）期限が到来する場合
- ②緊急事態宣言期間中に管理票の交付（電子マニフェストの登録）をした場合

